

1. 旅行特別補償保険	7月
2. 旅行事故対策費用保険	7月
3. インバウンドトラベル保険	7月
4. 旅行業者賠償責任保険	12月
5. 旅程保証責任保険	12月

企画旅行（海外・国内）に係る保険 JATA「旅行特別補償保険 包括契約」団体募集のご案内

● ● 本 包 括 契 約 の 特 長 ● ●

(1) 包括契約割引を適用 スケールメリットあり！

旅行特別補償保険・海外企画旅行で12.5%、国内企画旅行で5%の包括契約割引を適用。
ただし、海外旅行保険・国内旅行傷害保険を除きます。また、本団体制度に加入する旅行会社の年間取扱
旅行者総数によっては割引率が変わる場合があります。

加入会員の取り扱うすべての旅行者数に対応する割引が適用されております。

(2) 包括契約なので事務処理が簡単で、効率的です！

1年間に取り扱う企画旅行を包括してご加入いただくことができます。
ご加入後は、毎月1か月分を取りまとめてご報告いただき、包括契約期間終了後に保険料の精算を行います。

ご存知ですね？ 特別補償責任

海外企画旅行では、お客様が傷害事故で死亡された場合、
旅行会社に過失がなくても2,500万円/名を補償する責任があります。

(旅行業約款特別補償規程)



この機会に包括契約のメリットを活かしながら、
貴社の経営リスクに対する備えを万全に！

事故例

海外企画旅行に参加されているお客様が事故に遭遇し、2名の方が死亡されたほか、1名の方が重傷を負われ7日間入院された。

旅行業約款の特別補償規程により旅行業者は死亡された2名の方に計5,000万円、入院された方に10万円の補償金を支払う必要が生じた。

※保険内容については、パンフレットをご参照ください。



一般社団法人

日本旅行業協会

JATA「旅行特別補償保険 包括契約」とは

旅行業約款上の特別補償規程部分をカバーする保険制度です。

【旅行特別補償保険】

旅行業約款上の特別補償規程に基づいて支払責任を負った場合を補償。旅行者の事故による死亡・後遺障害ならびに、入院見舞金・通院見舞金に対応。また、旅行業約款で義務付けられている携行品損害に対する補償もオプションでご加入いただけますので、ぜひご加入をご検討ください。

＜旅行者に対するサービス保険＞（オプション）

【海外旅行保険】 （傷害治療費用保険金）	旅行特別補償保険とは別に、 <u>旅行者の傷害による治療実費</u> を補償。 （傷害治療費用保険金額50万円まで）
【国内旅行傷害保険】 （入院保険金、手術保険金および 通院保険金のみの支払特約セット）	旅行特別補償保険とは別に、 <u>旅行者の傷害による入院（・手術）・通院</u> を日額補償。 （入院保険金日額 3,000円、通院保険金日額 2,000円）

加入プラン保険料表

暫定保険料

=

包括契約期間中見込旅行参加者数

×

一人あたりの保険料

※旅行参加者数に応じて加重平均した旅行日数に対応する保険料をお取扱いの旅行の形態により、下表からお選びください。
 ただし、携行品損害補償、海外旅行保険、国内旅行傷害保険の各オプションにつきましては、旅行特別補償保険（基本）に加入しない場合には単独でのご加入はできません。

＜海外企画旅行＞保険料表

保険期間	保険種目別旅行者1人あたり保険料		
	旅行特別補償保険（基本）	旅行特別補償保険（オプション）	海外旅行保険（オプション） （旅行特別補償保険にセットのサービス保険）
	〈保険金額（定額）〉 死亡・後遺障害補償 2,500万円 入院見舞費用（入院日数により）4～40万円 通院見舞費用（通院日数により）2～10万円	〈保険金額（時価額または修繕費のいずれか低い方）〉 携行品損害補償 14万7,000円まで （1個1組または1対あたり10万円まで） （1回の事故につき免責金額（自己負担額）3,000円）	〈保険金額（実費）〉 傷害治療費用 50万円まで ※1
3泊4日まで	286円	29円	150円
5泊6日まで	465円	46円	200円
7泊8日まで	573円	58円	250円
10泊11日まで	634円	64円	310円
14泊15日まで	755円	75円	520円
17泊18日まで	804円	81円	630円

※1. 海外旅行保険については旅行期間15日まで1日きざみの保険料が設定されています。
 ※記載のない期間の保険料は（株）ジャタまでご照会ください。

＜国内企画旅行＞保険料表

保険期間	保険種目別旅行者1人あたり保険料		
	旅行特別補償保険（基本）	旅行特別補償保険（オプション）	国内旅行傷害保険（オプション） （旅行特別補償保険にセットのサービス保険）
	〈保険金額（定額）〉 死亡・後遺障害補償 1,500万円 入院見舞費用（入院日数により）2～20万円 通院見舞費用（通院日数により）1～5万円	〈保険金額（時価額または修繕費のいずれか低い方）〉 携行品損害補償 14万7,000円まで （1個1組または1対あたり10万円まで） （1回の事故につき免責金額（自己負担額）3,000円）	〈保険金額（日額×日数）〉 入院保険金日額 3,000円 通院保険金日額 2,000円 ※2
1日（日帰り）	52円	13円	108円
1泊2日	56円	14円	108円
2泊3日	65円	16円	108円
3泊4日	69円	18円	108円
6泊7日まで	91円	23円	108円
13泊14日まで	126円	29円	108円

※2. 手術保険金の支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。

保険期間は日本のカレンダーによる出発日、帰着日で数えます（出発の当日を含めて数えます。）。また、旅行特別補償保険について、企画旅行の日程に、旅行者の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日がある場合は、その日数を控除した日数に対応する区分の保険料になります。なお、本表に記載されていない保険期間に対応する保険料につきましては、（株）ジャタまでご照会ください。

包括契約期間

2025年7月1日(午前0時)～2026年6月30日(午後12時)まで

(注) 包括契約期間中に開始した旅行が包括契約の対象になります。

※期間途中でのご加入も随時受付しております。契約期間終期は団体契約終期と同じになります。

ご加入手続き

(1) 保険申込方法

「加入依頼書(海外用)」「加入依頼書(国内用)」の2つの加入用紙をご用意しております。加入依頼書記載の表からご加入のタイプをお選びいただき、必要事項をご記入・ご捺印の上、「(株)ジャタ」まで取り急ぎFAXにてご返信ください。なお、本紙は、別途ご返送ください。

ご返信
および
ご返送先

FAX. 03-3504-1753 / TEL. 03-3504-1751

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F

(株)ジャタ「JATA旅行特別補償保険 包括契約」係

(2) 暫定保険料のお振込

包括契約期間中見込旅行参加者数に基づいた“暫定保険料”を下記口座までお振込みください。

お振込口座

みずほ銀行 丸之内支店 普通 No.4185685
シャ) ニホンリョコウギョウキョウカイ

注意点

保険料専用口座となり、JATA会費等のお振込口座とは異なりますのでご注意ください。

(3) 募集の申込・振込締切日

2025年6月23日(月) 申込・振込 締切

*上記締切日までに「加入依頼書」が間にあわなかった場合、また暫定保険料が着金しない場合は7月1日より保険を開始できないことがございますので、ご注意ください。

その他

(1) 毎月の契約報告

「(株)ジャタ」ホームページに掲載の所定の報告シート(Excel)に、旅行毎に取扱人員と旅行日数をご記入いただき、1ヵ月分をお取りまとめの上、翌月の10日までにメールにてExcelファイルご添付のうえご報告いただくことになります。事務の詳細につきましては、後日送付致します「JATA旅行特別補償保険包括契約の手引き」をご参照ください。ご通知が遅れたり、ご通知内容に漏れがある場合は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) その他通知事項

- ①対象となる旅行につき保険金額の合計が**60億円を超える場合**には、その旅行に関する保険期間の始期前にご通知願います。
- ②対象となる旅行において、割増保険料が必要な危険な運動等を行う場合、その旅行に関する保険期間の始期前にご通知願います。ご通知いただかなかった場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ③旅行期間が延長された場合には、遅滞なくご通知願います。

(3) 確定保険料の精算

確定保険料は、包括契約期間終了後、毎月のご通知に基づき速やかに「(株)ジャタ」で計算し、期初にお納めいただいた暫定保険料との差額を精算致します。また、本包括契約は、包括契約割引を適用しておりご報告いただきました年間取扱旅行者数の実績により、保険料変更の可能性がありますのでご了承ください。詳細につきましては「JATA旅行特別補償保険包括契約の手引き」(後日送付)をご覧ください。

旅行特別補償保険(海外企画旅行)の暫定保険料に適用されている包括契約割引：12.5%・・・取扱人数10,000名以上 30,000名未満の場合
旅行特別補償保険(国内企画旅行)の暫定保険料に適用されている包括契約割引：5%・・・取扱人数10万人以上20万人未満の場合

保険料例：取扱人数が10万人未満となった場合 包括契約割引なし 3泊4日保険料 69円→72円

海外旅行保険の暫定保険料に適用されている包括割引：5%・・・実収保険料400万円未満、取扱人数10,000名未満の場合

国内旅行傷害保険の暫定保険料・・・取扱人数3,000人以上かつ保険料24,000円以上の料率を適用

保険料例：取扱人数が3,000人未満もしくは保険料が24,000円未満となった場合 料率体系が変更となり「3泊4日まで」108円→180円

(4) 事故の報告

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店である「(株)ジャタ」へご一報いただき、保険金請求に必要な書類等のアドバイスを受けてください。保険金請求時の必要書類の中には、現地で取得しておかなければならないものがありますのでご注意ください。詳細は、「JATA旅行特別補償保険 包括契約の手引き」(後日送付)をご参照ください。

なお、事故の日(航空機もしくは船舶が行方不明または遭難の場合は、行方不明または遭難した日)から30日以内に取扱代理店または引受幹事保険会社にご通知のない場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

：一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員

※この保険は一般社団法人 日本旅行業協会を保険契約者とし、本保険加入の会員各社・旅行者本人を保険の補償を受けられる方・保険の対象となる方とする包括契約です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 日本旅行業協会が有します。

JATA 旅行 特別 補償 保険 包括契約加入依頼書 海外用

当社は、「ご加入時の確認事項」および裏面の定める事項に従い、JATA包括契約に加入します。

【ご注意】 ☆または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

・東京海上日動の旅行特別補償保険には、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が、海外旅行保険には、「制裁等に関する特約」および「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。

(包括契約期間:2025年7月1日午前0時～2026年6月30日午後12時)			加入依頼日		年	月	日
所在地		〒 (所在地・会員名・代表者名はゴム印可)					
会員名		ご加入時の確認事項 確認印兼用					
代表者名		印					
都道府県			種別		登録No.*		
			種				
部署 担当者		TEL		FAX			
		メールアドレス					

ご加入時の確認事項 加入資格は保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員となります。加入依頼者は重要事項説明書、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項」および「個人情報情報の取扱い」の内容について確認のうえ同意いたします。

*1種の会員は観光庁長官の登録No.を、2種・3種の会員は知事届出No.をご記入ください。

対象とする旅行の種類	●海外企画旅行(募集型・受注型企画旅行)
------------	----------------------

ご加入される保険種目	
希望されるタイプの番号を ○で囲んでください。	1 ①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
	2 ①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)
	3 ①旅行特別補償保険(基本部分)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
	4 ①旅行特別補償保険(基本部分)のみ
②携行品損害補償(オプション)と③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)は、①旅行特別補償保険(基本部分)に加入しない場合には単独では加入できません。	

	①旅行特別補償保険(基本)	②旅行特別補償保険(オプション)	③海外旅行保険 (旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
保 険 金 額	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 2,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 4～40万円 通院見舞費用(通院日数により) 2～10万円	<保険金額(時価額または修繕費のいずれか低い方)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(実費)> 傷害治療費用 50万円まで
	☆ 対象とする旅行の 包括契約期間中見込旅行参加者数		
平均旅行日数とその 一人あたりの保険料*1	泊 日 円	泊 日 円	泊 日 円
暫 定 保 険 料	円	円	円
暫 定 保 険 料 合 計	円		

*1 保険料表をご参照ください。

他の保険契約等(*2) がありますか？

★ 他の保険契約等 (*2)	あり なし	あ り の 場 合 は →	会社名	保険種類	満期日	保険金額 円
----------------------	----------	---------------------------------	-----	------	-----	---------------

*2「他の保険契約等」(同時に申し込む契約を含みます。)とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引き受けができない場合があります。

JATA 旅行特別補償保険 包括契約加入にあたって

海外旅行保険（傷害治療費用保険金）

1. 上記包括保険契約に加入する会員（以下（甲）という。）は、加入依頼書に定めた旅行の全てに対して、普通保険約款および特約が適用されることを承認のうえ、加入依頼書に定める保険契約の加入依頼をします。
2. 甲は加入依頼書に定めた旅行に参加するすべての旅行者の氏名、連絡先、旅行期間、旅行経路等を記載した帳簿を備えつけるものとします。
3. 甲は保険契約の加入依頼と同時に、加入依頼書に定める暫定保険料を保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会（以下「乙」という。）に支払い、乙は本契約締結と同時に引受幹事保険会社（以下「丙」という。）に支払います。引受保険会社は暫定保険料領収前に生じた事故に対しては保険金を支払いません。
4. 甲は毎月末日を締切日とし、締切日後 10 日以内（以下「通知日」という。）に締切日前 1 ヶ月間に実施された「加入依頼書に定めた旅行」の全てについて旅行者数、旅行期間その他の必要項目を丙の定める通知書に記載して、乙を通じて丙に通知しなければなりません。
5. 前項の通知に遅滞、脱漏があった場合は、包括契約期間終了後であっても、甲は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。
6. 甲は包括契約期間終了後に 4. の通知に基づく毎月の確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
7. この規定に定めのない事項については、乙と引受保険会社間で別途締結される「旅行特別補償保険包括契約書」「海外旅行保険包括契約書」の規定に準ずるものとします。
8. 事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。
9. 保険契約者は、本紙を保険契約申込書として用い、ご加入者からの加入依頼内容に基づき、加入依頼日を、申込日として保険契約を申込みます。なお、契約解約権や変更請求権等は原則として保険契約者が有しますが、保険契約者はご加入者から解約、変更請求等の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

【補償内容のご説明】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合									
旅行 特 別 補 償 保 険	死亡補償保険金	旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、事故の日から180日以内に死亡され（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負った場合。	死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額 ❶その旅行者について、既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。 <table><tr><td>お支払 限度額</td><td>=</td><td>死亡・後遺 障害補償 保険金額</td><td>-</td><td>既に支払われた 後遺障害補償 保険金の額</td></tr></table>	お支払 限度額	=	死亡・後遺 障害補償 保険金額	-	既に支払われた 後遺障害補償 保険金の額	たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、保険の補償を受けられる方または旅行者の故意 ②死亡補償金を受け取るべき者の故意 ③旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④旅行者の酒酔運転中または無免許運転中に生じた事故 ⑤旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥旅行者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（※3） ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩むちうち症・腰痛で他覚症状のないもの				
	お支払 限度額	=	死亡・後遺 障害補償 保険金額	-	既に支払われた 後遺障害補償 保険金の額								
	後遺障害補償保険金	旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して後遺障害補償金の支払責任を負った場合。	（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害補償保険金額の3%～100%の金額を限度に後遺障害補償金の額 ❶お支払い額は、旅行者1名について、保険期間（保険のご契約期間）を通じて合計で死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。										
入院見舞費用保険金	旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して入院見舞金の支払責任を負った場合。	入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額（※2） ※入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。 <table><tr><th>入院日数</th><th>入院見舞費用保険金額</th></tr><tr><td>180日以上</td><td>40万円</td></tr><tr><td>90日以上180日未満</td><td>20万円</td></tr><tr><td>7日以上 90日未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>7日未満</td><td>4万円</td></tr></table>	入院日数	入院見舞費用保険金額	180日以上	40万円	90日以上180日未満	20万円	7日以上 90日未満	10万円	7日未満	4万円	等 *3「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものはお支払いの対象となります。
入院日数	入院見舞費用保険金額												
180日以上	40万円												
90日以上180日未満	20万円												
7日以上 90日未満	10万円												
7日未満	4万円												
	通院見舞費用保険金	旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、3日以上通院（往診を含みます。）された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して通院見舞金の支払責任を負った場合。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限りです。 ❶平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。	通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額（※2） ※通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。 <table><tr><th>通院日数</th><th>通院見舞費用保険金額</th></tr><tr><td>90日以上</td><td>10万円</td></tr><tr><td>7日以上90日未満</td><td>5万円</td></tr><tr><td>3日以上 7日未満</td><td>2万円</td></tr></table>	通院日数	通院見舞費用保険金額	90日以上	10万円	7日以上90日未満	5万円	3日以上 7日未満	2万円	旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 ・路線航空機以外の航空機操縦	
通院日数	通院見舞費用保険金額												
90日以上	10万円												
7日以上90日未満	5万円												
3日以上 7日未満	2万円												

※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果急激に生じる中毒症状を含みます（ただし、細菌性食中毒は含みません。）。したがって、通常の赤痢・コレラ等は対象となりません。

※2 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金（通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。）のいずれか大きい金額（同額の場合には入院見舞費用保険金）のみをお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行 特 別 補 償 保 険	旅行品損害補償保険金（オプション）	海外企画旅行中に旅行者の携行品（※4）が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。 ※4 携行品とは？ 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。 ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等は含みません。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額（※5）または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額（自己負担額）3,000円を差し引いた額 ①お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が保険期間中の限度となります。 ※5 時価額とは？ 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	上記の①、③、④、⑧、⑨に加え、 ・旅行者と世帯を同じくする親族（※6）の故意 ・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失（※7） 等
				※6 6親等内の血族、配偶者（※8）または3親等内の姻族をいいます。 ※7 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ※8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。）。①婚姻意思（※9）を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ※9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚約とは異なります。）。 等

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
海外旅行保険（傷害治療費用保険金）	保険の対象となる方が、海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合。	1回のケガにつき次の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、下記の費用については、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。 また、お支払いする保険金は1回のケガにつき、傷害治療費用保険金額が限度となります。 ① 医師または病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。）。 ② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③ 義手、義足の修理費。 ④ 入院のため必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし、一回のケガにつき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また国際電話料等通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 （注）次のa.b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。 また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。	たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ・保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺行為、犯罪行為 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、心神喪失によるケガ ・妊娠・出産・早産・流産によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（*1） ・放射線照射、放射能汚染 ・医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状 ・海外旅行開始前、または終了後に発生したケガ ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運転を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） 等 *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

※ 海外旅行保険（サービス保険）には「旅行業者が付保する海外旅行保険契約に関する特約」がセットされているため、「海外旅行中」とは、海外企画旅行に参加するため所定の集合場所に集合した時から、所定の解散地で解散するまでの間を旅行行程中とみなし対象とします。

※ 上記海外旅行保険のケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、急性の細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。

※ 重複補償について

- 保険の補償が受けられる方が、補償内容が同様の保険契約（*1）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約の要否をご検討ください。（*2）

*1 旅行特別補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※ ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

JATA 旅行 特別 補償 保険 国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約セット) 包括契約加入依頼書 国内用

当社は、「ご加入時の確認事項」および裏面の定める事項に従い、JATA包括契約に加入します。

【ご注意】 ☆または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。
・東京海上日動の旅行特別補償保険には、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が、国内旅行傷害保険には、「国内旅行傷害保険特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。

(包括契約期間:2025年7月1日午前0時～2026年6月30日午後12時)			加入依頼日		年	月	日
所在地		〒 (所在地・会員名・代表者名はゴム印可)					
会員名		ご加入時の確認事項 確認印兼用					
代表者名		印					
都道府県			種別		登録No.* 1		
種			TEL		FAX		
部 署 担当者			メールアドレス				

ご加入時の確認事項 加入資格は保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員となります。
加入依頼者は重要事項説明書、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項」および「個人情報取扱の取扱い」の内容について確認のうえ同意いたします。
* 1 1種の会員は観光庁長官の登録No.を、2種・3種の会員は知事届出No.をご記入ください。

対象とする旅行の種類	●国内企画旅行(募集型・受注型企画旅行)
------------	----------------------

ご 加 入 さ れ る 保 険 種 目		
希望されるタイプの番号を ○で囲んで下さい。	1	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
	2	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)
	3	①旅行特別補償保険(基本部分)+③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
	4	①旅行特別補償保険(基本部分)のみ
②携行品損害補償(オプション)と③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)は、①旅行特別補償保険(基本部分)に加入しない場合には単独では加入できません。		

	①旅行特別補償保険(基本)	②旅行特別補償保険(オプション)	③国内旅行傷害保険 (旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
保 険 金 額	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 1,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 2～20万円 通院見舞費用(通院日数により) 1～5万円	<保険金額(時価額または修繕費のいずれか低い方)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(日額×日数)> 入院保険金日額 3,000円* 2 通院保険金日額 2,000円
☆ 対象とする旅行の 包括契約期間中見込旅行参加者数	名		
平均旅行日数とその 一人あたりの保険料*3	泊 × 日 円	泊 × 日 円	泊 × 日 108 円
暫 定 保 険 料	円	円	円
暫 定 保 険 料 合 計	円		

* 2 手術保険金の支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
* 3 保険料表をご参照ください。

他の保険契約等(*4)がありますか?

★ 他の保険契約等 (*4)	あり なし	あり の場合	会社名	保険種類	満期日	保険金額 円
----------------------	----------	-----------	-----	------	-----	-----------

* 4 「他の保険契約等」(同時に申し込む契約を含みます。)とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引き受けができない場合があります。

JATA 旅行特別補償保険 国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約セット) 包括契約加入にあたって

1. 上記包括保険契約に加入する会員（以下（甲）という。）は、加入依頼書に定めた旅行の全てに対して、普通保険約款および特約が適用されることを承認のうえ、加入依頼書に定める保険契約の加入依頼をします。
2. 甲は加入依頼書に定めた旅行に参加するすべての旅行者の氏名、連絡先、旅行期間、旅行経路等を記載した帳簿を備えつけるものとします。
3. 甲は保険契約の加入依頼と同時に、加入依頼書に定める暫定保険料を保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会（以下「乙」という。）に支払い、乙は本契約締結と同時に引受幹事保険会社（以下「丙」という。）に支払います。引受保険会社は暫定保険料領収前に生じた事故に対しては保険金を支払いません。
4. 甲は毎月末日を締切日とし、締切日後 10 日以内（以下「通知日」という。）に締切日前 1 ヶ月間に実施された「加入依頼書に定めた旅行」の全てについて旅行者数、旅行期間その他の必要項目を丙の定める通知書に記載して、乙を通じて丙に通知しなければなりません。
5. 前項の通知に遅滞、脱漏があった場合は、包括契約期間終了後であっても、甲は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。
6. 甲は包括契約期間終了後に 4. の通知に基づく毎月の確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
7. この規定に定めのない事項については、乙と引受保険会社間で別途締結される「旅行特別補償保険包括契約書」「国内旅行傷害保険包括契約書」の規定に準ずるものとします。
8. 事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。
9. 保険契約者は、本紙を保険契約申込書として用い、ご加入者からの加入依頼内容に基づき、加入依頼日を、申込日として保険契約を申込みます。なお、契約解約権や変更請求権等は原則として保険契約者が有しますが、保険契約者はご加入者から解約、変更請求等の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

JATA 旅行特別補償保険

国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約セット)

国内用

【補償内容のご説明】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合										
旅行 特別 補償 保険	死亡補償保険金	旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、事故の日から180日以内に死亡され（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負った場合。	死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額 ①その旅行者について、既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。 お支払 限度額 = 死亡・後遺 障害補償 保険金額 - 既に支払われた 後遺障害補償 保険金の額	たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、保険の補償を受けられる方または旅行者の故意 ②死亡補償金を受け取るべき者の故意 ③旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④旅行者の酒酔運転中または無免許運転中に生じた事故 ⑤旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥旅行者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（※3） ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩地震、噴火またはこれらによる津波 ⑪むちうち症・腰痛で他覚症状のないもの										
	後遺障害補償保険金	旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して後遺障害補償金の支払責任を負った場合。	（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害補償保険金額の3%～100%の金額を限度に後遺障害補償金の額 ①お支払い額は、旅行者1名について、保険期間（保険のご契約期間）を通じて合計で死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。											
	入院見舞費用保険金	旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して入院見舞金の支払責任を負った場合。	入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額（※2） ※入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。 <table><tr><th>入院日数</th><th>入院見舞費用保険金額</th></tr><tr><td>180日以上</td><td>20万円</td></tr><tr><td>90日以上180日未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>7日以上 90日未満</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日未満</td><td>2万円</td></tr></table>	入院日数	入院見舞費用保険金額	180日以上	20万円	90日以上180日未満	10万円	7日以上 90日未満	5万円	7日未満	2万円	
	入院日数	入院見舞費用保険金額												
180日以上	20万円													
90日以上180日未満	10万円													
7日以上 90日未満	5万円													
7日未満	2万円													
通院見舞費用保険金	旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（※1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、3日以上通院（往診を含みます。）された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して通院見舞金の支払責任を負った場合。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 ①平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。	通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額（※2） ※通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。 <table><tr><th>通院日数</th><th>通院見舞費用保険金額</th></tr><tr><td>90日以上</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日以上90日未満</td><td>2万5,000円</td></tr><tr><td>3日以上 7日未満</td><td>1万円</td></tr></table>	通院日数	通院見舞費用保険金額	90日以上	5万円	7日以上90日未満	2万5,000円	3日以上 7日未満	1万円				
通院日数	通院見舞費用保険金額													
90日以上	5万円													
7日以上90日未満	2万5,000円													
3日以上 7日未満	1万円													
		*3「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものはお支払いの対象となります。 旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。 ・ビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 ・路線航空機以外の航空機操縦												

- *1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果急激に生じる中毒症状を含みます(ただし、細菌性食中毒は含みません。)。したがって、通常の赤痢・コレラ等は対象となりません。
- *2 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金(通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。))のいずれか大きい金額(同額の場合には入院見舞費用保険金)のみをお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行 特別 補償 保険	携行品損害補償保険金(オプション)	国内企画旅行中に旅行者の携行品(※4)が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。 ※4 携行品とは? 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等を含みません。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額(※5)または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額 ①お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が保険期間中の限度となります。 ※5 時価額とは? 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	上記の①、③、④、⑧～⑩に加え、 ・旅行者と世帯を同じくする親族(※6)の故意 ・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失(※7) 等
				※6 6親等内の血族、配偶者(※8)または3親等内の姻族をいいます。 ※7 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ※8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。①婚姻意思(※9)を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ※9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。))。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
国内旅行傷害保険（入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約セクト）	入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院（※1）された場合。	入院保険金日額に入院（※1）した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ❶ 事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院（※1）に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ❷ 支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ❸ 入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、早産、流産によるケガ ・外科的手術その他の医療処置（保険が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ（※7） ・核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等
	手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療（※2）を直接の目的として手術（※3）を受けられた場合。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術（※3） 10 倍 ② 上記以外の手術（※3） 5 倍 ❶ 1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術（※3）を受けた場合には、10倍となります。 ❷ 1事故に基づくケガについて、1回の手術（※3）に限ります。	
	通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院（※5）された場合。	通院保険金日額に通院（※5）した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ❶ 事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院（※5）に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ❷ 支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ❸ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等（※6）を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 入院保険金支払われるべき期間中の通院 ❶ に対しては、通院保険金を支払いません。 通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	

- *1 自宅等での治療（※2）が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。
- *2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。
- *3 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
② 先進医療（※4）に該当する所定の手術
- *4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
- *5 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療（※2）を受けることをいいます。ただし、治療（※2）を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- *6 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
- *7 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
- ※国内旅行傷害保険（サービス保険）には「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、「日本国内旅行中」とは、国内企画旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から、所定の解散地で解散するまでの間を旅行行程中とみなし対象とします。
- ※上記国内旅行傷害保険のケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。（たとえば職業病、テニス肩等）
- ※重複補償について
● 保険の補償を受けられる方が、補償内容が同様の保険契約（※8）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
● 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約の要否をご検討ください。（※9）
- *8 旅行特別補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- *9 1契約のみにセットする場合、将来そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。（旅行特別補償保険の場合）
- ※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

重要事項説明書

本説明書は「旅行特別補償保険」「海外旅行保険」「国内旅行傷害保険」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。ご契約者*1と保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

本説明書で用いる用語の解説

ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款に「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 保険の仕組み

<旅行特別補償保険>

企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款に基づいてその旅行者またはその旅行者の法定相続人に対して補償金または見舞金の支払責任を負った場合に保険金をお支払いします。

<海外旅行保険>

旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とすることはできません。

<国内旅行傷害保険>

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。（保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。）

2. 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

(1) 基本となる補償等

基本となる補償およびその他の主な特約、保険金額等の引受条件、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合等は別紙のパンフレット等をご参照ください。

詳細は「旅行特別補償保険・旅行事故対策費用保険 普通保険約款および特約」「海外旅行保険 普通保険約款および特約」「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご確認ください。

※ケガ*1を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガ*1の程度が重大となった場合、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

(2) 主な特約

セットできる特約については代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(3) 保険期間

保険責任は、保険期間の初日の午前0時に開始*2し、保険期間の末日

の午後12時に終了します。ただし、旅行者が企画旅行に参加中に限ります。交通機関が遅延または欠航・運休した場合、旅行者が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として保険責任の終期が延長されることがあります。

*2 保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

- ・ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
- ・クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等

(4) 補償の重複に関するご注意

● 保険の補償を受けられる方、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*3を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。

● 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。*4

*3 旅行特別補償保険・海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*4 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

原則、ご契約と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

原則、払込猶予はありません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

旅行特別補償保険	★	●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容（同時に申込む契約を含みます。）
	☆	●旅行者数*1
海外旅行保険	★	●保険の対象となる方の生年月日 ●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容（同時に申込む契約を含みます。）
	☆	●海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容 ●旅行者数*1
国内旅行傷害保険	★	●旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容 ●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容（同時に申込む契約を含みます。）
	☆	●旅行者数*1

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合のみ対象となります。

*2 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことで、他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

この保険はクーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

旅行特別補償保険	☆	●旅行者数*1
海外旅行保険	☆	●海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合*2 ●旅行者数*1
国内旅行傷害保険	☆	●旅行者数*1

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合のみ対象となります。

*2 下記のお仕事に変更となる場合には、東京海上日動からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただくことができます。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

2. 解約されるとき

- ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。
- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約 （海外旅行保険・国内旅行傷害保険）

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

●東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の補償を受けられる方、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。
*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5. その他契約締結に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。（海外旅行保険のみ）
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の保険の補償を受けられる方、保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRI等の傷害の程度を証明する書類または証拠
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等（国内旅行傷害保険のみ）
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者*2または3親等内のご親族*3（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。（海外旅行保険・国内旅行傷害保険のみ）
 - *2 法律上の配偶者に限ります。
 - *3 法律上の親族に限ります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「旅行特別補償保険・旅行事故対策費用保険 普通保険約款および特約」「海外旅行保険 普通保険約款および特約」「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください（普通保険約款および特約、ご契約のしおりの内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。）。

ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ（ご契約についての各種サービス機能）をご用意しております。上記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

※個人のお客様に限ります。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- 1 本保険商品がお客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- 2 パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- 3 ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**

☐ 保険金をお支払いする主な場合* ☐ 保険期間*

☐ 保険金額(ご契約金額)* ☐ 保険料*

- 4 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**

☐ 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？

●『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。

☐ 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？

●『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。

☐ 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故で、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいていない場合、保険金お支払いの対象外となります。

・山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)

・リュージュ、ボブスレー、スケルトン

・航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)

・スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーンのパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

・自動車等の乗用具による競技・試運転等

・路線航空機以外の航空機操縦(旅行特別補償保険のみ)

・その他これらに類する危険な運動

- 5 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。**

お客様にとって不利益となる情報や「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」等が記載されていますので必ずご確認ください。

*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社	事故のご連絡に関するご相談 (海外から)	事故受付センター (東京海上日動安心110番)
保険の内容に関するご不満・ご要望等はお客 様相談センターにて承ります。 保険に関するご不満・ご要望等(国内から)  0120-650-350 受付時間：平日 午前9時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。)	東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご 旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々 なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種 相談に日本語でお応えします。全世界からの 電話を受け付けます。 ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険 契約証または被保険者証とセットでお渡しいた します「海外旅行保険あんしんガイドブック」の 該当ページをご確認ください。	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「事 故受付センター」へ(国内から)  0120-720-110 受付時間：24時間365日

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)